

有害物質の排出基準

項	施設の種類		基準値 (mg/m ³ N)
カドミウム及びその化合物			
9	ガラス溶融炉	原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	1.0
14	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	全施設	
15	カドミウム乾燥施設		
塩素			
16～19	塩素急速冷却施設、塩化第二鉄溶解槽、活性炭製造用反応炉	全施設	30
塩化水素			
13	廃棄物焼却炉	全施設	700
16～19	塩素急速冷却施設、塩化第二鉄溶解槽、活性炭製造用反応炉	全施設	80
弗素、弗化水素及び弗化珪素			
9	ガラス溶融炉	原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用する	10
20	電解炉	全施設 (排出口での値)	1.0 (3.0)
21	過磷酸反応施設、 重過磷酸反応施設	過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用のものに限る	15
	電気炉	磷酸質肥料の製造用のもの	
	平炉	磷酸質肥料の製造用のもの	20
	上記以外の反応施設 濃縮施設 溶解炉	全施設 磷酸質肥料の製造用のものを除く	10
22	弗素凝縮施設、吸収施設、蒸留施設		10
23	トリポリ磷酸ナトリウム用反応施設、乾燥炉、焼成炉	全施設	
鉛及びその化合物			
9	ガラス溶融炉	原料として酸化鉛を使用するもの	20
14	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	全施設	10
	焼結炉、溶鉱炉	全施設	30
24～26	鉛溶解炉、鉛反射炉、鉛反応炉、乾燥施設	全施設	10

塩化水素の排出基準のうち廃棄物焼却炉は On = 12 で換算された量とする。

当該有害物質の量には、すすの掃除などで、やむを得ず排出される有害物質 (1時間につき6分間を超えないものに限る) は含まれないものとする。